

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(抄)

第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

少子高齢化等の進展への対応は、我が国における最重要課題の一つとなっている。とりわけ「若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現」と「国民の希望する結婚や出産・子育ての実現」の同時達成の鍵は、就業と結婚や出産・子育てとの二者択一構造の解決にあるとされている。このため、ワークライフバランスにも配慮し、結婚、出産、子育て期の男女、とりわけ女性が就業しつつも、同時に、結婚や出産・子育てをしやすい環境の整備が強く求められている。こうした少子高齢化等の進展への対応の検討を客観的に行うためには、基礎となる統計の整備が不可欠である。

イ 取組の方向性

このため、男女共同参画の視点を踏まえつつ、結婚、出産、出産後も子育てしながら就業できる環境作りなどに関する実態を的確にとらえる観点から、今後、特に、①配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化に直接関連するデータの大規模標本調査による把握、②就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための適時・正確な関連統計の整備について検討する。

(具体的な措置、方策等)

- 配偶関係、結婚時期、子供数等の少子化関連項目に関して、安定的な指標を得るため、厚生労働省の協力を得て、既存の統計調査の再構築あるいは新規の統計調査の創設など、大規模標本調査による把握の可能性について検討する。
- 就業（就職及び離職の状況、就業抑制要因など）と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳しく分析する観点から、関係する統計調査において、必要な事項の追加等について検討する。
- 世代による違いの検証等のため、21世紀出生児縦断調査及び21世紀成年者縦断調査について、新たな標本の追加等を検討する。
- 住民基本台帳人口移動報告において、住民基本台帳データを活用し、年齢別や都道府県よりも細かな地域別の移動数に関する統計を作成することについて、個人が特定されないよう配慮した上で、早期に結論を得られるよう、地方公共団体と協議を行う。
- 「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」について、地方公共団体の意見も聞きつつ、以下の検討を行う。
 - ・ 集計の充実（性・年齢各歳別人口、世帯主の性・年齢・世帯人員別世帯数、世帯主との続柄別人口、性・年齢別国籍移動数など）
 - ・ 作成時期（現行は3月末）の見直し
- 人口動態調査における集計の充実（出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等）について検討する。

(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備

ア 現状・課題等

少子高齢化、核家族化、非婚化や晩婚化という人口・社会の変化を背景に、とりわけ単身世帯や子供のいない世帯が増加する一方、「標準世帯」（両親と子供2人の世帯）が減少し、世帯構造が多様化している。また、共働き世帯の増加や世帯内単身者の増加など、家計の個計化が進み、世帯全体の家計をとらえることが困難になってきているとの指摘がある。

また、個人情報保護意識の高まり、共働き、単身世帯の増加等による昼間不在世帯の増加など、統計調査の環境変化が著しい中であって、世帯収支に関する調査は、対象者の負担感が特に強い方式を採用しており、このような環境変化に対応する必要性は高いとの指摘がある。

イ 取組の方向性

家計及び個人消費に関する統計調査において、世帯単位のみならず個計化の状況のよりの確な把握やモニター方式の採用について検討する。

(具体的な措置、方策等)

- 家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況のよりの確な把握について検討する。
- 全国単身世帯収支実態調査におけるモニター方式の調査結果等を分析した上で、家計収支に関する調査におけるモニター方式の採用に関して検討する。
- 地域コミュニティー活動等に関する統計の整備の観点から社会生活基本調査において、NPO、ボランティア、地域コミュニティー活動等に関する調査項目や集計内容について検討する。
- 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果の都道府県別表章が可能となるよう、これらの調査票の標本規模を拡大すること等について検討する。
- 国民生活基礎調査で使用している世帯票、健康票、介護票、所得票及び貯蓄票について、相互のクロス分析等を充実させることについて検討する。
- 住宅・土地に関する統計体系について検討する。

なお、この検討に当たっては、①住宅・土地統計調査と国勢調査との関係や在り方の見直し、②住宅・土地統計調査への住生活総合調査の統合の是非、③住宅や土地の外形面だけでなく、価格、購入者、世帯の収入構造等の把握などの観点を踏まえる。

(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

ア 現状・課題等

労働市場は時代の変化とともに大きく変容しており、非正規雇用者の割合が3割を超えるなど、働き方が多様化している。また、転職する人の割合が上昇しているほか、仕事を見つける経路も多様化するなど、労働移動にも大きな変化がみられている。

しかしながら、現行の労働統計では、労働市場の実態が十分に把握されていないとの指摘があり、改善が必要となっている。

イ 取組の方向性

近年増加を続けている非正規雇用の実態について、雇用形態、業務内容、労働時間等を一元的に把握する統計の整備を図る。特に、非正規雇用の実情を、少なくとも年に一度以上の頻度で継続的に把握する統計調査の実施に向けた取組を行う。

また、事業所の開設及び廃止による雇用増減への影響を把握するため、諸外国で整備されている雇用創出及び消失指標を我が国においても整備する。

(具体的な措置、方策等)

- 労働力調査等の雇用・労働関係の調査において、有期雇用契約期間の実態把握のため、調査事項の改善について検討する。なお、検討に際しては、雇用者に関する用語や概念に関し、利用者が混乱しないような措置についても併せて検討する。
- 実労働時間のより適切な把握の観点から、世帯に対する雇用・労働関係の統計調査において、ILOの国際基準も踏まえた上で調査事項の見直しについて検討する。
- 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。
- 雇用動向調査等を基にして雇用創出・消失指標を推計し、公表する。
- 経済産業省と協力して、ビジネスレジスターの整備を待って、毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査と、工業統計表等との結合を図るため、共通符号を持たせること等の措置を講じる。
- 非正規雇用の実情を継続的に毎年把握する統計調査について、遅くとも平成24年度までの調査開始に向けて、調査の内容や実施時期等について検討する。
- 労働力調査において既に公表している前月比較による労働力フローのデータに加えて、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、前年同月時点での就業者又は失業者については現在の就業状態、離職の有無、転職の有無を、前年同月時点で非労働力である者については現在の就業状態を示す分析指標の推計・作成について検討する。
- 関係府省等と協力して、ハローワークを通じた求人・求職活動のみではなく、他のルートによる求人・求職活動を含めた総合的な労働の需給動向を示す指標について、ハローワーク以外の求人数の把握方法、世帯調査を通じた求職状況に関する統計の利用可能性や、費用対効果なども含め、その実現可能性について検討する。